



秋田県公報

目 次	ページ
-----	-----

規 則

○秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（二・医師確保対策推進チーム）……………1

規 則

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二号

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則（平成十七年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「十五万円」の下に「（高等学校を卒業見込みの者で大学の医学を履修する課程に入学する手続を終えたものの申請に基づき貸与する場合にあっては、十万円）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正後の秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十一年度以後の年度分の医学生修学資金について適用し、平成二十年度以前の年度分の医学生修学資金については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第五条第一項に規定する場合であつてこの規則の施行の際現に医学生修学資金の貸与を受けている者（大学に

通学するため賃貸住宅に入居している者に限る。）に対する同項の規定の適用については、平成二十一年度分の医学生修学資金に限り、同項中「十万円」とあるのは「十五万円」とする。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄